

# 宇和島市教育委員会会議録

令和元年 10 月定例会

令和元年 10 月 23 日開催

宇和島市教育委員会

# 宇和島市教育委員会 令和元年 10 月定例会 会議録

1. 開会日時 令和元年 10 月 23 日（金）16 時 00 分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 801 会議室

3. 出席者 教育長 金瀬 聡 委 員 高山 俊治 委 員 木下 充卓  
委 員 弓削 由美子 委 員 浅井 敬司 委 員 田村 裕子

4. 欠 席 者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育総務課長	面川 啓之	学校教育課長	西田 一洋
生涯学習課課長補佐	内升 幸記	中央図書館長	渡辺 晃
文化・スポーツ課長	森田 浩二	伊達博物館長	土居 道徳
人権啓発課長	山本 利彦	学校給食センター所長	児玉 雅人
吉田教育係長	河野 孝	三間教育係長	末光 優子
津島教育係長	首藤 将文	福祉課長	伊手 博志
(事務局)			
教育総務課課長補佐	土居 弘	教育総務課総務係長	山口 真史

6. 付議事件

報告第 29 号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市立幼稚園園則の一部を改正する規則)  
報告第 30 号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市立幼稚園授業料の減免に関する規則を廃止する規則)  
報告第 31 号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する訓令)  
報告第 32 号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱を改正する要綱)  
報告第 33 号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について)  
議案第 71 号 宇和島市立公民館設置条例及び宇和島市立公民館使用条例の一部を改正する  
条例の施行期日を定める規則

7. 会議概要

(1) 開会宣言 (午後 4 時 00 分)

◎教育長

それではただいまから、10 月定例の教育委員会会議を開催いたします。

冒頭、会議に先立ちましてご挨拶申し上げます。秋になって、各所で運動会とか、文化祭とか、

いろんなイベントが行われています。週末、なるべく顔を出せるところには行けるようにしているつもりなのですが、そんな中でですね、非常に良い動きになっているのかなと感じているところがあって、どういうことかと申しますと、今中学生の子達ですね、ボランティアで、そういう行事に、非常にあちらこちらで参加をしてくれています。で、聞いたところによると、学校に地域の行事、何月何日にこんな行事があるよと、で、ボランティアで参加してみたらどうだというような促しがあって、ちょっと意識の高い子達は、是非いつてみようということで来ている、そういうことのようにです。来てる中学生達にどうですかと、行事参加してみたりだとか、子供食堂なんかにも来てくれていて、やる前、やってみて心境が変わったりとか、どんなつもりで来てるのかと話を聴くと、実際地域の人に関わる活動をやって、達成感がすごくありますと、そんなことを言っていました。そういう意味で地域の人たちに、やらされている形ではなくて、生徒さんの意思で入って行って関わった結果、触発されている。そういう様子があちこちで見られるので、これは本当に素晴らしいことだと理解しています。つながりづくり、地域づくりということが社会教育の一つのテーマになっていますけれども、そういった意識で地域と関わってくれている子達が、何れ二十歳になり、青年になりと、こういうことであるとすると、昨年の災害以降出てきた動きなのかもしれませんが、非常に良いことかなと感じています。

それからもう一点はですね、たまたま、ネット上に、ドラゴン桜という受験をテーマにした漫画があったと思いますけど、その編集をやっていた方の書き物がネットに出ていてですね、非常に面白いなと思ったことがありましたので、紹介したいと思います。その書き物のタイトルが「教師という名の感情労働について」というものです。私自身は不勉強で、感情労働というものがあるのかと、感情労働という言葉自体を知らなかったということなのですが、実は、調べてみるとこういうことだそうです。労働にも三種類あって、一つは肉体労働です。一つは頭脳労働です。そしてもう一つのカテゴリとして感情労働があります。まあ、こういうことだそうです。で、肉体労働というのは、まあ、いわば肉体に係る労働を提供することを持って対価を稼いだりとそういうような営みですと、で、頭脳労働というのは、まあ、いわば脳みそを使うような、作業を提供することによって、そういう負担を受け入れることによって何か貢献する、そういう労働のことです。で、学校の先生というのは、そういう、いわば知識を先生の頭から生徒の頭に移転するというような頭脳労働的な分野と、児童生徒の気持ちにより添って、その子達の関心を引き出せるような動機付けといったような、感情の部分に働きかけるという意味での感情労働も相当請け負っている。そういう見方をその編集者の方はされていました。で、感情労働の部分は、よく言われているのは、自分の意思や気持ちに反してでも、顧客だっりの気持ちに寄り添って、自分の意思を殺して相手の気持ちを尊重するという、いわゆる接客業であったり、医療関係者であったり、営業職であったり、介護職であったり、カウンセラーであったり、そういう人が感情労働というジャンルに入っているのだそうですけども、教職などもそこに入ってきていると、実は感情労働に関わる仕事はメンタル的な負担が非常に大きくて、メンタルダウンする人も多いんだと、こういうことでしたけれども、今後のことを考えると、肉体労働と頭脳労働の所はロボットとAIに置き換わっていくでしょうと、むしろ、感情労働のところは、先生という職域の、先

生たる所以になっていくことが考えられる。そういうような価値観の転換が来るのでは無いでしょうかというようなことを仰っていて、なるほどなと思ったことが一つと、だとすると先程申し上げました、中学生が多感な時期に、地域のボランティアに入っていくということは、いわゆる勉強とはちょっと離れて、意欲であるとか情緒であるとかというような部分で、大きな意味を持つようになるのかもしれない、そのようなことを思いました。ということを目頭話して、挨拶に代えたいと思います。

## (2) 教育長報告

### ◎教育長

つづきまして、教育長報告に移りたいと思います。

資料1 ページ、2 ページをご覧ください。9 月中は大体、ご覧いただいているようなメニューをこなしてきているのですけれども、14 日、南予地方局で、南予交流食堂立ち上げセミナー、こういうものが行われ、参加してきました。これは、子ども食堂を立ち上げる、そのやり方と言うのでしょうか、そういうことに関するセミナーだったのですが、交流食堂と書いてありますように、子どもだけでは無く、地域のつながり、災害以降の話ですが、助け合って支え合ってというそういう共助関係を作れるような、きっかけ作りとしての交流食堂立ち上げ、こういうことでした。で、結局、こういう食堂運営にも、中学生がボランティアで入ってきているんです。世代を超えたつながりが、出始めているというくらいの段階かも知りませんが、なかなか面白い動きなのでは無いかと思いました。これが1 点目。

22 日をご覧ください。宇和島市民文化祭のオープニングとして、宇和島出身の油屋熊八さんのキッズミュージカルがありました。小学生から高校生までの、子どもたちがミュージカルを演じてくれたわけなのですけれど、この年齢層でもここまでできるんだなという非常に素晴らしいものだったと思います。できれば、小中学生にもたくさん見てもらえるような仕掛けになれば良かったかと思うのですが、こういったものも、パフィオ等の事業として組んでもらえれば良いかと思います。

28 日をご覧ください。コミュニティ・スクール推進フォーラム in えひめというのが、松山の生涯学習センターで行われました。昨年度吉田中学校の校長先生で、この3 月に退職された西村先生が中心になって立ち上げられた一般社団法人コミスクえひめが主催で、愛媛県が共催していました。東中予からも大勢来ていて、先進的な事例の発表もありましたし、非常に面白いなと思いました。こういったような、イベントと言いましょか、セミナーと言いましょか、この南予でも行われるとまた変わってくるかなと、非常に良い内容だったなという風に思います。

以上、先月の活動をご報告いたしました。

この件に関して、何かご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

— 委員からは特に意見なし。 —

## (3) 付議事件

◎教育長

それでは、次に議事に入ります。本日の議案ですけれども、報告第33号は人事案件であることから、非公開で審議したいと思います。賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ですので、報告第33号は、非公開での審議といたします。

まずは公開議案から、審議いたします。報告第29号について、事務局から説明をお願いいたします。

○福祉課長

教育長。報告第29号 専決処分した事件の承認についてということで、宇和島私立幼稚園園則の一部を改正する規則につきまして、福祉課の方から説明させていただきます。資料は、3ページから7ページにかけてになります。この報告につきましては、本年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴う規則改正の専決処分となります。今回の国における制度改正によりまして、幼稚園の授業料が無料となることから、8月の本委員会におきまして、宇和島市学校設置条例を一部改正し、幼稚園に係る授業料の徴収規定を削除する議案を提出させていただきました。この規則につきましては、市議会での条例改正日が、9月26日であったため、9月の教育委員会への、議案としての提出が困難であったこと、また、改正日を10月1日とする必要があったことから、専決処分とさせていただいております。具体的な内容につきましては、7ページの新旧対照表になりますけれども、そちらのほうをご覧ください。赤文字で書いてありますけれども、今ほども申し上げましたが、公立幼稚園の授業料につきましては、10月から全額無料となりますので、第5条の「授業料の免除」規定について削除しております。なお、本規則の施行日は無償化が始まる本年10月1日としております。以上簡単ですが説明を終わります。ご承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

◎教育長

事務局からの説明が終わりました。質問があれば、お受けしたいと思います。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。 －

◎教育長

質問ございませんか。はい、それでは採決に移ります。報告どおり賛成いただける方の挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ということで、報告どおり承認いたします。次に報告第30号について、これについても、事務局から説明をお願いいたします。

○福祉課長

教育長。つづきまして報告第 30 号、こちらも専決処分をした事件の承認についてになります。宇和島市立幼稚園授業料の減免に関する規則を廃止する規則ということになります。資料につきましては、8 ページから 13 ページにかけてになります。この報告につきましても、先程申し上げました幼児教育・保育の無償化に伴う規則廃止の専決処分となります。先ほどもご説明はさせていただきましたが、今回の制度改正により、幼稚園の授業料が無料となることから、9 月市議会での条例改正におきまして、授業料の減免規定を削除しております。今回、廃止する規則につきましては、その削除した規定に基づき、減免の適用範囲や減免額などを定めていたことから不用となりますので、今回廃止しようとするものです。なお、本規則の施行日は本年 10 月 1 日としております。以上で、説明を終わります。ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎教育長

ありがとうございました。事務局からの説明について、ご質問があればお受けしたいと思います。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。 －

◎教育長

特にないようですので、採決に移ります。報告どおり承認することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員、報告どおり承認いたします。続いて報告第 31 号について、これも事務局から説明をお願いいたします。

○福祉課長

教育長。それでは報告第 31 号、こちらも専決処分した事件の承認についてということになります。宇和島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する訓令ということになります。資料につきましては、14 ページから 20 ページにかけてということになります。この報告につきましても、先程と同様、幼児教育・保育の無償化に伴う要綱廃止の専決処分となります。この要綱では、私立幼稚園が授業料等を減免する場合に、国及び市の財政負担にはなりますが、補助金を交付することについて定めておりました。今回の無償化に伴う制度改正におきまして、9 月末日をもって本要綱の基となります文部科学省所管の幼稚園就園奨励費補助事業が廃止されることから、本要綱が不用となりますので廃止しようとするものです。なお、国の事業としましては、これまでの補助事業に代わり、10 月から内閣府所管の新しい無償化事業が実施されます。なお、本要綱の施行日は、本年 10 月 1 日としております。以上で、説明を終わります。ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎教育長

ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問、ご意見等あればお受けいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。 －

◎教育長

特にないようですので採決に移ります。報告どおり承認に賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ということで、本件は報告どおり承認いたします。それでは引き続き報告第 32 号に移ります。これも事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。21 ページをご覧ください。専決処分した事件の承認についてということで、専決 32 号は、宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱の一部を改正する要綱です。端的に申し上げますと、23 ページに一部改正するものがありますが、選手派遣について、これまで 7,800 円というのを基準に補助していたところを、8,000 円に改めるというものです。この経緯についてご説明申し上げます。数年前までは県中体連の方で、宿泊する施設と一律一泊 7,800 円という契約をしておりました。しかし、県中体連と宿泊施設の契約が、現在取り交わされなくなっております。これにより、実質の宿泊料は 7,800 円では収まらず、実際、数年前より 200 円上がって、8,000 円程度の請求になっております。この間、各学校が 200 円程度持ち出すことによって、穴埋めをしてきたのですが、今年度宇和島市の中体連会長の方より、この件についての説明と要請があって、8,000 円の補助を求めるようになったものです。これに応じて 24 ページからの要綱の改正をしまして、28 ページにあります新旧対照表では、一人当たり 7,800 円から 8,000 円に補助金額の変更をさせていただいているところであります。以上で説明を終わります。ご承認をよろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご質問等あればお受けしたいと思います。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。 －

◎教育長

特にないようですので、採決に移ります。報告どおり承認いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ですので、本件は報告どおり承認いたします。次に議案第

71号について説明をお願いします。

○生涯学習課課長補佐

教育長。33ページをご覧ください。議案第71号、宇和島市立公民館設置条例及び宇和島市立公民館使用条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則です。提案理由といたしまして、宇和島市立公民館設置条例及び宇和島市立公民館使用条例の一部を改正する条例の施行期日を定めようとするものです。先の9月議会におきまして、宇和島市立公民館設置条例の改正を行い、その中で、施行期日については教育委員会規則で定める日から施行するというので、9月に完成しました新しい和霊公民館のいわゆるオープン日といいますか、通常運営の開始日を定めようとするものです。34ページをご覧ください。施行日としましては、令和元年11月5日といたしまして、通常運営しようとするものです。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

◎教育長

事務局から説明が終わりました。ご質問等あればお受けしたいと思います。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。 －

◎教育長

特にないようですので、採決に移ります。原案どおり可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、原案どおり可決いたしました。

次に、非公開案件の審議を行います。

◎教育長

報告第33号を上程する。

報告第33号

専決処分した事件の承認について

宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課課長補佐

宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告承認の賛成に挙手する。

◎教育長



報告のとおり承認する旨宣する。

◎教育長

非公開案件の審議が終了しましたので、会議を公開いたします。

以上で、本日本日予定の議事は終了いたしました。

(4) その他

◎教育長

その他、意見等ありませんか。

○生涯学習課長補佐

教育長。11月2日の土曜日なのですが、新しい和霊公民館の落成記念式典を開催する予定にしておりまして、今まさにその準備をしているところです。ご報告いたします。

◎教育長

ほかありますか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

それでは次回の日程について。

— 協議のうえ、教育委員会11月定例会を11月25日に開催することを決定する。

(5) 閉会宣言（午後4時28分）

◎教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会10月定例会を閉会いたします。